

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成26年8月11日
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成25年度の実績

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の設計、⑥産業廃棄物の処理のうち、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気の調達に関して、以下のとおり環境配慮契約を行った。

（1）電気の供給を受ける契約

契 約 期 間	平成26年2月1日～平成27年1月31日
契 約 電 力	238kW
予定使用電力量	658,119kWh
契 約 方 式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） （注）
入 札 申 込 者	2社

落札者	J X日鉱日石エネルギー株式会社
-----	------------------

(注) 当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況及び新エネルギー導入状況に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

なお、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（E S C O事業）、建築物の設計、産業廃棄物の処理の環境配慮契約については該当する案件がなかった。